

甲61

環水土第20号

平成15年2月4日

改正

環水土発第050401001号  
平成17年4月1日  
環水土発第050519002号  
平成17年5月19日

都道府県知事  
政令市長 殿

環境省環境管理局水環境部長

### 土壤汚染対策法の施行について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）は、平成14年5月29日に公布され、平成15年2月15日から施行することとされている。また、法の施行に伴い、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「令」という。）が平成14年11月13日に、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）が同年12月26日に公布されたところである。

法は、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定め、土壤汚染対策の実施を図ることを内容とするものである。

貴職におかれても、法の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いしたい。

### 記

#### 第1 法の目的

近年、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化してきている。特に最近における汚染事例の判明件数の増加は著しく、ここ数年で新たに判明した土壤汚染の事例数は、高い水準で推移してきている。

これらの有害物質による土壤汚染は、放置すれば人の健康に影響を及ぼすことが懸念されるが、土壤汚染対策に関する法制度がないことから、土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策ルールの確立への社会的要請が強まっていた。

法は、このような状況に対処するため、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的として制定されたものである（法第

地表面を50cm以上高くしても特段の支障を生じないような土地の利用用途であれば、本措置ではなく盛土措置を行うことが一般的となる。

本措置に伴い汚染土壌を当該指定区域外に搬出することとなるが、指定区域外において汚染の拡散が生じないよう適正な処分等を行わせ、それを都道府県知事が確認すること。

#### (ロ) 指定区域内土壌入換え

指定区域内土壌入換え措置は、地表から50cmの範囲にある汚染土壌を掘削し、当該指定区域内の何れかの場所に地表から50cm以上の深さに当該汚染土壌を埋め戻し、その上を指定区域内の汚染されていない土壌により50cm覆うこととするものである。

汚染されている深さまでの汚染土壌をすべて掘削し、その下の汚染されていない土壌と上下を入れ換えるいわゆる「天地返し」や、地表から50cmの範囲にある汚染土壌を掘削し、指定区域内の一部を深く掘削した場所に当該汚染土壌を集約して埋め戻し、その上を指定区域内の汚染されていない土壌により50cm覆うこと等がこれに該当する。

#### ケ. 盛土

地表面を50cm以上高くしても特段の支障を生じないような土地の利用用途であれば、本措置がほとんど全ての土地の利用用途に対応できることから、土壌含有量基準を超える指定区域の直接摂取によるリスクに対応する措置としては原則として本措置を行うこととしたものである。

なお、土壌含有量基準を超える指定区域において封じ込め措置（原位置、遮水工、遮断工）を行い、その上を50cm以上の汚染されていない土壌により覆う場合も、盛土措置として位置づけられることとなる。

#### コ. 舗装

舗装措置については、厚さ10cm以上のコンクリート若しくは厚さ3cm以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するものにより覆うこととしているが、これらは十分な耐久性及び遮断の効力を得るための最低限の厚さであり、措置実施後の上部の利用用途により破損しないような十分な強度を保つよう、必要に応じて覆いの厚さを増すことや路盤材により補強することが必要である。

なお、土壌含有量基準を超える指定区域において封じ込め措置（原位置、遮水工、遮断工）を行い、その上面を本措置と同等の効力を有するものにより覆う場合も、舗装措置として位置づけられることとなる。

#### サ. 立入禁止

立入禁止措置は、当該土地をまったく利用しない場合の一時的な措置であり、本措置が行われている間に人が立ち入ることがなく適正に管理されるよう土地